

墨田区防災会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年9月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第45号

墨田区防災会議条例の一部を改正する条例

墨田区防災会議条例（昭和38年墨田区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

区長の諮問に応じて墨田区（以下「区」という。）の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第3条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「準じる」を「準ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

自主防災組織を構成する者のうちから区長が任命する者

第3条第7項中「第11号」を「第12号」に改める。

第5条第2項中「および」を「及び」に改め、同条第3項中「当る」を「当たる」に改める。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。